

令和3年度

「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266

厚生労働省では安全衛生責任者の資質の向上を図るために、安全衛生責任者に対する安全衛生教育制度を設け、労働基準局長通達を発出されているところです。（平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」、平成13年3月26日付け基発第178号「一部改正について」）さらに、平成18年4月からは労働安全衛生法改正により、「職長教育」の講習科目にリスクアセスメントに関する科目が追加され、カリキュラムが大幅に改正されました。

建設業は他の産業と異なる面が多く、例えば、現場単位の総括管理下における重層下請けが多くあり、現場内で各下請け安全衛生責任者を選任しなければいけません。現場代理人、安全衛生責任者、そして職長と兼任している場合が多く、また、作業主任者も兼任している可能性もあります。

職長・安全衛生責任者教育には、労働安全衛生関係法令、安全衛生計画、現地KYヒューマンエラー、ヒューマンファクター等を含んでおり、現実に即応した知識教育技法として、特に実践に向けた内容となっております。

当支部では、厚生労働省指針に従い労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」及び「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の両方の内容を満たす教育として、下記によりこの教育を実施いたします。

記

※申込みはホームページから24時間可能です。

1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
7月	開催日	1日(木)～2日(金)	6月1日(火)	6月23日(水)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新一丁目33-5		
R4 2月	開催日	1日(火)～2日(水)	1月4日(火)	1月21日(金)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		

※講習時間

1日目：8：45～16：45

2日目：8：45～16：45

2 受講対象者

建設業における次の者とする。

- (1) 現在、職長及び安全衛生責任者を選任されて間もない者。
- (2) 現在、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任されて間もない者。
- (3) 近い将来、職長及び安全衛生責任者として選任される予定の者。
- (4) 近い将来、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任される予定の者。

3 講習科目・時間

講習科目	講習時間
職長等及び安全衛生責任者の役割 建設業の労働災害の現状	1.5時間
作業員に対する指導及び教育の方法	1.0時間
危険性又は有害性等の調査と低減措置等	6.0時間
職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル	3.0時間
関心の保持と創意工夫を引き出す方法	1.0時間
異常時・災害発生時における措置	1.5時間
合計	14.0時間

4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

会 員		非会員	
受講料	16,500 円	受講料	16,500 円
教材費	円	教材費	2,100 円
合 計	16,500 円	合 計	18,600 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

5 修了証

所定の全科目を受講した方には、「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

6 定 員

申込み順で、各開催定員50名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み方法

①建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページから申し込んでください。
(<http://kensaibou-fukushima.jp/>)

申込み受付の手順は、下記をクリックして参考としてください。

[ホームページからの申込み受付のながれ](#)

8 受講申込み後の手続き（流れ）

※受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚を貼付し、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。（受付から1週間以内に郵送をお願いします。）

送付先住所

〒960-8061

福島市五月町4-25

建設業労働災害防止

協会福島県支部

返信用封筒は長形3号を使用し、84円切手を貼り返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
（指定日は銀行振込案内書に同封いたします。）

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていないと振込が確認できません。

④申込み完了

振込の入金確認をもって申込み完了となります。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）
2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記8 受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

9 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。

受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡ください。

また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。

④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

⑤ 福島会場の駐車場は限りがありますので、相乗りか公共交通機関をご利用ください。

⑥ 郡山会場の駐車場については近傍の駐車場を臨時に借用しますが、一旦郡山会場においでいただき、その後臨時駐車場へ案内いたします。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。